北海道告示第10414号

令和５年北海道告示10601号（令和５年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率の決定）の一部を次のように改正する。

令和６年３月８日

北海道知事　鈴木　直道

２を次のように改める。

（農政部所管分その４）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
２　みどりの食料システム戦略交付金事業 資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出する取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。								
（１）推進体制整備事業	別記１の１の事業実施主体のとおり	別記１の１の事業実施主体（補助事業者）が推進体制整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの （１）持続的な食料システム構築に関する計画の策定に要する経費 （２）専門指導員の育成・確保に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
（２）有機農業産地づくり推進事業	別記１の２の事業実施主体のとおり	別記１の２の事業実施主体（補助事業者）が有機農業産地づくり推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記１の２の事業実施主体（補助事業者）に対し当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの （１）有機農業実施計画の策定に要する経費 （２）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践に要する経費	定額、２分の１以内（機械リースについては２分の１以内とする。） （（１）については、有機農業実施計画を策定する市町村１カ所当たり1,000万円を補助額の上限とする。また、（２）については、市町村１カ所当たり800万円を補助額の上限とする。）	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部食の安全推進局食品政策課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	

（３）有機転換推進事業	別記１の３の事業実施主体のとおり	別記１の３の事業実施主体（補助事業者）が有機転換推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記１の３の事業実施主体（補助事業者）に対し有機転換推進事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの （１）有機農業に新たに取り組もうとする農業者の、生産資材の切替え等に要する転換初年度の掛かり増し経費 （２）支援対象者へ行う、実績報告又は実施状況の確認及び指導に要する経費	（１） 交付単価２万円/10a以内 （２） 定額（（１）の１割以内。）	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	１部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部食の安全推進局食品政策課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	
（４）グリーンな栽培体系への転換サポート事業	別記１の４の事業実施主体のとおり	別記１の４の事業実施主体（補助事業者）がグリーンな栽培体系への転換サポート事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記１の４の事業実施主体（補助事業者）に対しグリーンな栽培体系への転換サポート事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費	定額、２分の１以内（機械導入については２分の１以内とする。）（補助額の上限は別記２のとおりとする。）	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	１部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部食の安全推進局食品政策課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	
（５）ＳＤＧｓ対応型施設園芸確立事業	別記１の５の事業実施主体のとおり	別記１の５の事業実施主体（補助事業者）がＳＤＧｓ対応型施設園芸確立事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記１の５の事業実施主体（補助事業者）に対しＳＤＧｓ対応型施設園芸確立事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの （１）ＳＤＧｓ対応型産地づくりに向けた検討会の開催に要する経費 （２）マニュアル作成・情報発信に要する経費 （３）環境影響評価の実施に要する経費 （４）新技術の実証に要する経費 （５）省エネ機器設備・資材の導入に要する経費	（１）、（２）、（３）、（４） 定額 （５） ２分の１以内 （（４）に取り組む場合においては、（５）の取組如何に関わらず7,000 万円を補助額の上限とし、（５）のみに取り組む場合においては2,500 万円を補助額の上限とする。）	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	１部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部生産振興局農産振興課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	

(６)地域循環型エネルギーシステム構築事業	別記１の６の事業実施主体のとおり	別記１の６の事業実施主体（補助事業者）が地域循環型エネルギーシステム構築事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記１の６の事業実施主体（補助事業者）に対し地域循環型エネルギーシステム構築事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費	定額 （太陽光発電設備機器設備機器に係る経費のみ２分の１以内とする。）	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部生産振興局技術普及課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	
(７)バイオマス地産地消の推進事業	別記１の７の事業実施主体のとおり	別記１の７の事業実施主体（補助事業者）がバイオマス地産地消の推進事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記１の７の事業実施主体（補助事業者）に対しバイオマス地産地消の推進事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの （１）バイオ液肥散布車の導入に要する経費 （２）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進に要する経費 （３）バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証に要する経費 （４）環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化に要する経費	（１）、（４）の機械・施設整備２分の１以内 （２）、（３）、（４）の活用促進 定額 （(１)のうち推進交付金に該当するもの、（２）、（３)については、１事業申請当たり500万円、（４）の機械・施設整備については、１事業申請当たり１億5,000万円、（４）の利用促進については、１事業申請当たり2,000万円を補助額の上限とする。）	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提出先　総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部生産振興局技術普及課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	

	（８）バイオマス地産地消施設整備事業	別記１の８の事業実施主体のとおり	別記１の８の事業実施主体（補助事業者）がバイオマス地産地消施設整備事業を行う場合における当該事業に要する経費又は市町村が別記１の８の事業実施主体（補助事業者）に対しバイオマス地産地消施設整備事業を補助する場合における当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの （１）バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策(生産基盤強化モデル)に要する経費 （２）地域資源循環の高度化(地域一体モデル)に要する経費 （３）バイオマス新技術活用モデルの構築(スマート技術モデル)に要する経費	２分の１以内（補助額の上限は別記３のとおりとする。）	農政第８号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第214号様式 別に指示する様式	農政第８号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第214号様 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	１部 別に指示する日 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部食の安全推進局食品政策課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	